

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年8月30日（平成28年（行情）諮問第517号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第490号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年度（平成20年度実績）鉄軌道事業実績報告書」等のうち特定事業者の報告書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書4（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の3に掲げる文書5及び文書6（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1を特定し、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたこと及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った、平成28年2月10日付け関総総第346号による一部開示決定（以下「処分1」という。）、同第347号による開示決定（以下「処分2」という。）、同第348号ないし同第350号による各一部開示決定（以下、併せて「処分3」という。）、同第351号による一部開示決定（以下「処分4」という。）並びに同第346号の2及び同第350号の2による各不開示決定（以下、順に「処分5」、「処分6」といい、処分1ないし処分4と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由及び内容は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 原処分の取消し等について

原処分を取り消し、下記のアないしカに示すことを行うよう求める。

ア 「開示請求対象であって、開示すべきであるにもかかわらず原処分にて不開示を決定した情報」について、開示決定をした上で、情報を

開示すること。

イ 「開示請求対象であって、適正な不開示理由を示さぬままに原処分にて不開示を決定した情報」について、開示決定をした上で情報を開示するか、あるいは「適正な不開示理由を示した不開示決定」をすること。

ウ 「開示請求対象であるにもかかわらず、開示・不開示決定等がされず未処分となっている情報」について、開示決定をした上で情報を開示するか、あるいは不開示決定をすること。

エ 開示・不開示決定等は、法9条に基づき行うこと。

オ 国土交通大臣は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会による答申「平成27年度（行情）答申第301号」にて開示すべきとされた情報について、「平成27年10月5日付国鉄安第40号」にて開示すると決定をしたが、それは行政不服審査法47条3項に基づく決定であり、法に基づく開示決定をしなかった。「答申により開示すべきとされた情報について、行政不服審査法に基づく決定のみをし、法に基づく開示決定をしなかった国土交通大臣の行為」は、「法9条に保障された開示・不開示決定等をされ、かつ、その通知を受ける権利、行政不服審査法6条に保障された異議申立をする権利、法18条に保障された旧審査会に諮問をされる権利、情報公開・個人情報保護審査会設置法6条に保障された旧審査会に調査審議をされる権利等」を妨げる違法な行為であった。よって、本審査請求に係り行政不服審査法に基づく決定（裁決等を含む）をする際は、開示・不開示する旨の決定ではなく、「原処分を取り消す（原処分を取り消し、新たに法9条に基づく開示・不開示決定等をする）」旨の決定を行うこと。

なお、適正な手続きの一例を示すと、行政不服審査法に基づく決定「平成27年7月27日付気総第119号」にて気象庁長官は、「平成27年度（行情）答申第217号」に沿って「原処分を取り消す」と判断し、新たに法9条に基づく開示決定をした上で情報を開示している。

カ 「平成27年度（行情）答申第301号」にて開示すべきとされた情報について、国土交通大臣は行政不服審査法47条3項に基づく決定である「平成27年10月5日付国鉄安第40号」にて開示すると決定をしたが、送付された情報は暗号化ソフトにより暗号化されて復号にパスワードを必要とする状態であり、かつ、パスワードを通知されなかったため、現在に至るも情報を知ることが出来ない状態となっている。このような行為は、『開示決定をした情報を、法律の不備を突いて実質的に不開示にしようとする「脱法的不開示行為」』であり、「情報を交付する際にパスワードをかけることを法令規則は明確に禁

じてはいない」としても、法の趣旨を考えると、国土交通大臣による行為は違法性を有する不当なものである。よって「本審査請求により新たに開示決定をした情報」について、脱法的不開示行為などをせずに、法令規則に基づいて適正に情報の開示を実施すること。

(2) 黒塗り不開示部分について

ア 開示を求めない部分について

黒塗り不開示部分のうち、次の部分については開示を求めない。

(ア) 印影。

(イ) 特定鉄道事業者Eの「出資金明細表」に記載されている個人名。

(ウ) 特定鉄道事業者Gの「買掛金の内訳書」と「未払金明細表」に記載されている、個人名と住所。

(エ) 特定鉄道事業者Pの「貸付金明細表」に記載されている個人名。

イ 株主の個人名について

上位6番目以下の株主の個人名について、既に社会に公開されている情報については開示されるべきである。また、社会に公開されていない情報についても、上位10番目までの株主の個人名については、開示されるべきである。

ウ 貸付金明細表の個人名について

処分3は、平成15年度鉄軌道事業営業報告書のうち、特定鉄道事業者Aと特定鉄道事業者Bの貸付金明細表の貸付先名欄に記載された情報について、個人名であることを理由に不開示としているが、下記の理由により開示されるべきである。

(ア) 貸付先が役員や株主等の場合について

貸付先が役員や株主等の場合は、個人名であっても貸付先名は開示されるべきである。

(イ) 特定鉄道事業者Aの横領事件に係わる貸付について

平成15年12月に特定鉄道事業者Aの銀行口座が差し押さえられたことを契機として、当時社長であった甲が、代表者印を取締役会や経理部門に無断で持ち出して会社名義の借金を重ねていたことが発覚した。甲は逮捕され、執行猶予付の有罪判決を受けた。貸付金が横領事件に係わるものであるなら、個人名であっても貸付先名は開示されるべきである。

(ウ) 特定鉄道事業者Aの経営危機に係わる貸付について

もとより経営状態が悪かった特定鉄道事業者Aは、社長による横領事件が発覚したことで取引先から信用を失い、経営状態はさらに悪化した。平成18年11月には遂に、資金が調達できず鉄道車両の法定検査の発注すら出来ない状況にまで陥り、同社の商品を購入して欲しい旨の文章を、公式ウェブサイトに掲載する事態となった。

鉄道の存続のために購入支援を呼び掛ける同社の姿勢は広く報道され、同社の商品の購入支援が広がり乗客数が増加したことで、廃線の危機は当面回避された。このような経営危機の状況にもかかわらず、横領が発覚した直後の平成16年3月31日の時点で「前年には存在しなかった、1367万9千円もの個人への貸付」が存在するのは不自然であり、当該貸付は「経営危機を招いた不適切な貸付」の可能性があるため、個人名であっても貸付先名は開示されるべきである。

(エ) 特定鉄道事業者Bの貸付について

貸付先名が不開示となっている特定鉄道事業者Bの貸付は、期首残高が5億7869万7千円、期末残高が5億2100万2千円となっており、中小の鉄道事業者が一個人へ貸付する額としては高額に過ぎ、極めて不自然である。同社は平成15年度に8074万1千円の補助金を受けているが、「5億円以上も一個人へ貸付をする資金が有りながら、8千万円以上も補助金を受ける正当性」があるのか甚だ疑問であり、その検証に必要なため、個人名であっても貸付先名は開示されるべきである。

(3) 特定鉄道事業者Qの報告書の不開示決定について

処分6は不存在を理由に、「平成15年度鉄軌道事業営業報告書のうち特定鉄道事業者Qの報告書（以下、第2において「平成15年度特定鉄道事業者Q報告書」という。）」を不開示決定した。しかし、下記に示すとおり、当該文書は存在する可能性がある。

ア 路線と事業者について

(ア) 特定路線bについて

特定路線bは、特定鉄道事業者Qにより運営されていた、鉄道路線であった。但し、特定鉄道事業者Qにより営業運転されたことは一度もない。

特定路線bは、特定事業者R（特定鉄道事業者Qとは別の会社）により「特定路線a」として昭和41年5月に開業した。しかし、安全上の重大な題問が発生して昭和42年9月に運行休止となり、運行を再開することなく営業休止路線となった。運行再開は実現することなく、特定路線bは廃止された。特定鉄道事業者Qが路線を保有していた全期間に渡り、特定路線b（特定路線a）は営業休止路線であった。平成16年の鉄道要覧（国土交通省鉄道局監修）によると、廃止の届出日は平成14年9月12日、廃止の実施日は平成15年9月18日である。

(イ) 特定鉄道事業者Qについて

昭和56年設立の特定鉄道事業者Qは、昭和57年に特定事業者

Rより特定路線aを譲渡され、第一種鉄道事業者となった。処分庁が平成25年7月30日付関総総第164号にて開示した「平成15年度特定鉄道事業者Q報告書の前々年度のものにあたる、特定鉄道事業者Qが平成14年6月28日付で処分庁へ提出した報告書（以下、第2において「平成13年度特定鉄道事業者Q報告書」という。）」によると、平成14年3月31日現在において特定鉄道事業者Qの株式は、特定事業者Tが100%を保有していた。

一方で、平成15年の鉄道要覧によると、平成15年3月31日現在において、特定鉄道事業者Qの株式は「特定事業者S」が100%を保有していることになっている。日本では戦後長らく、持株会社の設立は禁止されていたが、金融ビッグバンと呼ばれる金融制度改革により平成9年に独占禁止法が改正され、持株会社の設立は解禁された。これにより、最初に純粹持株会社となったのが特定事業者Sであるとされている。しかし、特定事業者Sは平成13年に解散されたようであり、仮にそれが本当であれば、鉄道要覧の記載は事実と異なることになる。

特定路線bの廃止後に発行された平成16年の鉄道要覧には、特定鉄道事業者Qの株主に係る記載は無いが、会社法人が解散した平成17年11月時点での株主は、特定事業者Tであったようである。

#### イ 提出期限について

鉄道事業等報告規則（平成21年4月1日国土交通省令第30号）2条1項は、毎事業年度の経過後百日以内に事業報告書を提出することを求めている。平成16年当時も同様の規則であったとすると、「平成15年度特定鉄道事業者Q報告書の提出期限（以下、第2において「特定提出期限日」という。）」は、平成16年7月9日頃である。

#### ウ 文書が存在する可能性について

下記の理由により、平成15年度特定鉄道事業者Q報告書は存在する可能性がある。

- (ア) 特定鉄道事業者Qは、特定路線bの廃止を平成14年9月12日に届出しており、少なくとも同日までは国土交通省との間に係わりがあったことから、同社は「長年に渡って活動していない、休眠会社やペーパーカンパニーなどの不適切な事業実態の法人」ではなかった。
- (イ) 特定鉄道事業者Qは、前々年度の報告書（平成13年度特定鉄道事業者Q報告書）を平成14年6月28日に処分庁へ提出しており、長年に渡って鉄軌事業営業報告書の提出を怠っていたわけではない。
- (ウ) 特定鉄道事業者Qは、特定提出期限日において法人として存在し

ていた。

(エ) 特定提出期限日において特定路線 b は廃止されており、特定鉄道事業者 Q は第一種鉄道事業者ではなかったが、少なくとも年度の途中である平成 15 年 9 月 17 日までは、特定鉄道事業者 Q は「特定路線 b にて鉄道事業を行う許認可等」を受けた第一種鉄道事業者であった。

(オ) 少なくとも年度の途中である平成 15 年 9 月 17 日まで、処分庁は特定鉄道事業者 Q に対し、鉄道事業法等に基づく指導監督等をする法的義務があった。

(カ) 「年度の途中に鉄道路線を廃止した鉄道事業者」について、「鉄軌道事業営業報告書の提出義務を免除等する明確な規定等」が無いのであれば、当該鉄道事業者が報告書を提出する法的義務は消滅しないと考えられる。

(キ) 上記により、特定提出期限日に法人として存在していた特定鉄道事業者 Q は、「平成 15 年 4 月 1 日から 9 月 17 日まで第一種鉄道事業者として運営していた特定路線 b」についての鉄軌道事業営業報告書を、「廃止の実施日である平成 15 年 9 月 18 日から特定提出期限日までの期間」に提出する法的義務を負っていたと考えられる。

#### (4) 不適切な監督業務について

##### ア 運行休止等に係る監督業務について

特定事業者 R が運営していた特定路線 a が昭和 42 年 9 月に運行休止となったのは、車両や軌道や橋脚等が損壊したためであり、損壊が発生した原因は、「本来は約 30 トンであるはずのモノレール車両が、実際には約 46 トンもあった」こととされている。処分庁の前身である運輸省東京陸運局は、車両の重量オーバーにより開業前から大変に危険な状態であった当該鉄道路線の開業を、監督官庁として認めていた。

また、国土交通省鉄道局が監修しているはずの平成 15 年の鉄道要覧では、「平成 13 年に解散された可能性のある特定事業者 S」が「平成 15 年 3 月 31 日現在において、特定鉄道事業者 Q の株式の 100% を保有している」ことになっており、諮問庁および処分庁は監督官庁でありながら、「特定鉄道事業者 Q の株式の保有者」を誤って把握していた可能性がある。また、「年度を通じて、第一種鉄道事業者として特定鉄道事業者 Q が特定路線 b を運営していた平成 14 年度」について、当然に鉄軌道事業営業報告書を提出する法的義務があったにもかかわらず、処分庁は「平成 26 年 10 月 24 日付関総総 208 号の 2」にて、報告された事実が無く不存在であ

るとして不開示決定をしており、平成14年度において処分庁は「法令規則に基づき報告書を提出するよう、特定鉄道事業者Qを指導監督等する義務」を怠っていた可能性がある。

これらのことから、平成15年度においても処分庁が不適切な監督業務を行い、これにより平成15年度特定鉄道事業者Q報告書が提出されなかった可能性がある。

イ 平成15年度特定鉄道事業者Q報告書に係る監督業務について

仮に特定鉄道事業者Qが平成15年度特定鉄道事業者Q報告書を提出していなかった場合、不存在を理由に不開示を決定した処分は妥当であるとしても、「省令（鉄道事業等報告規則）により提出義務のある文書を提出するよう特定鉄道事業者Qを指導監督等せず、これにより必要な情報を把握しなかった処分庁の行為」は、不適切な監督業務であった可能性がある。

逆に言えば、「処分庁の監督業務が適切なものであった」とするならば、平成15年度特定鉄道事業者Q報告書は処分庁が保有していると考えられる。

ウ 鉄軌道事業実績報告書の不開示決定について

不存在を理由に不開示決定された平成15年度特定鉄道事業者Q報告書が存在するならば、同様に不存在を理由に処分5で不開示決定された特定鉄道事業者Nと特定鉄道事業者Oの鉄軌道事業実績報告書についても、存在する可能性がある。

(5) 未処分となっている情報について

下記の文書は存在する可能性があり、そうであるなら「開示請求対象であるにもかかわらず、開示・不開示決定等がされず未処分となっている情報」に該当することから、開示・不開示決定等がされるべきである。

ア 平成26年度特定鉄道事業者A報告書について

処分庁は、処分4にて「特定鉄道事業者Aの平成26年度鉄軌道事業事業報告書（以下、第2において「平成26年度特定鉄道事業者A報告書」という。）」の開示決定をしたが、下記の文書が未処分となっている可能性がある。

(ア) 「発行済株式の数」の矛盾を解消する文書について

平成26年度特定鉄道事業者A報告書の事業概況報告書には、社長の乙が特定鉄道事業者Aの株式の8.50%にあたる20,400株を保有していることが記されている。これをもとに計算すると、発行済株式の総数は約24万株となる。

しかし、平成26年度特定鉄道事業者A報告書の注記表の「Ⅲ.株主資本等変動計算書に関する注記」には、「1.当該事業年度の末日における発行済株式の数156,371株」との記載がある。

双方の記載が示す「発行済株式の数」が大きく異なるのは不自然であり、この矛盾を解消する情報を記載した文書が平成26年度特定鉄道事業者A報告書に存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

(イ) 「主な株主」の未記入情報について

平成26年度特定鉄道事業者A報告書の事業概況報告書の「主な株主」の記入欄には、上位1番目から10番目までの株主の「株主名、株式数、発行済株式総数に対する割合」を記載することとなっているが、原処分で開示された文書では、上位9番目と10番目が未記入となっている。これは不自然であり、「原処分で開示された文書にて未記入となっている当該情報を記載した文書」が平成26年度特定鉄道事業者A報告書に存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

(ウ) クラウドファンディング支援金に係る情報について

特定学校の生徒らは、「平成26年1月11日に特定鉄道事業者Aで発生した脱線事故により損傷した車両」の修理費用に充てることを目的として、クラウドファンディングにより、平成26年11月2日までに415人の支援者より484万3000円を集めた。平成26年11月25日には、特定鉄道事業者Aの本社にて、同社社長や特定市長が参列しての「支援金の目録の贈呈式」が行なわれた。支援金は、平成26年度内に同社へ寄付されたと考えられる。

しかし、平成26年度特定鉄道事業者A報告書の「損益計算書の寄付金の科目（第2号表-2の「I 特別利益」の「7. 寄付金」）の金額欄」は、空欄となっている。

400万円を超える寄付金収入が損益計算書に計上されていないのは不自然であり、「寄付金収入を損益計算書に計上しなかった理由等を記載した文書」が平成26年度特定鉄道事業者A報告書に存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

(エ) 特定鉄道事業者A応援基金に係る情報について

特定市は「特定鉄道事業者A応援基金条例（平成26年3月24日条例第2号）」を定めており、『特定鉄道事業者A応援基金より特定鉄道事業者Aへ支出された金銭のうち、「国土交通省と協調して補助が実施されている、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」以外に支出された金銭（以下、第2において「非協調支援金」という。）』が存在するなら、補助金または寄付金等の名目で、平成26年度特定鉄道事業者A報告書の損益計算書に計上されたと考えられる。

しかし、当該損益計算書の補助金および寄付金の科目（第2号表-2の「1 特別利益」の「3. 補助金」および「7. 寄付金」）には、非協調支援金が計上されていない。

平成26年度に特定市が非協調支援金を支出しているとするれば、「非協調支援金を損益計算書に計上しなかった理由等を記載した文書」が平成26年度特定鉄道事業者A報告書に存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

イ 「役員等の報酬や取引」に係る文書について

原処分で開示された平成15年度の鉄軌道事業営業報告書には、各鉄道事業者から提出された「役員報酬明細表」および「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が含まれていたが、平成26年度の鉄軌道事業事業報告書（処分4にて開示）には含まれていなかった。

平成26年度の鉄軌道事業事業報告書にも当該明細表が存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

なお、下記の鉄道事業者の役員や株主は、『「自身が役員・主要株主等である鉄道事業者」と「自身が役員・主要株主等として経営に係わる、他の法人等」との取引（以下、第2において「役員・株主関連取引」という。）』を行っている可能性があり、「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が存在するなら、その明細表には役員・株主関連取引に係る「種類、額、概要」が記載されている可能性がある。

(ア) 特定鉄道事業者Aの役員について

特定鉄道事業者Aの丙が経営する特定事業者Uは、特定鉄道事業者Aから線路保守業務等を受注しているようである。

特定市は公式ウェブサイトにて、特定日Xに開催された対策協議会の概要を公表しており、これによると、同協議会の委員が「丙は、特定鉄道事業者Aと取引がある会社を経営していることから、利益相反の問題が発生するのではないか？」と発言している。

(イ) 特定鉄道事業者Aの株主について

特定事業者Vは、平成25年度の末日（平成26年3月31日）において7,818株を保有し、特定鉄道事業者Aの上位第5位の主要株主であったことから、平成26年4月1日以降も株式を保有していた可能性がある。「平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）のうち、特定事業者Vが特定鉄道事業者Aの株式を保有していた期間」に、両者の間に融資等の取引があれば、当該取引は役員・株主関連取引にあたると思われる。

また、「平成26年度の末日（平成27年3月31日）において

7,818株を保有し、特定鉄道事業者Aの上位第5位の主要株主であった丁」が特定事業者Vの理事長等の役員であるなら、「平成26年度のうち、特定事業者Vが特定鉄道事業者Aの株式を保有しなかった期間」における特定事業者Vと特定鉄道事業者Aとの取引についても、役員・株主関連取引にあたると考えられる。

(ウ) 特定鉄道事業者Cの役員について

特定鉄道事業者Cは、特定事業者Wの店舗運営を、戊が経営する特定事業者Xに委託等していたようである。当該委託等の取引は、役員・株主関連取引にあたると考えられる。

ウ 平成15年度の鉄軌道事業営業報告書の株主情報について

平成26年度特定鉄道事業者A報告書の「主な株主」の記入欄のうち、上位9番目と10番目が未記入となっていることについては先述したが、同様に処分3で開示された平成15年度の鉄軌道事業営業報告書のうち、特定鉄道事業者Aは上位10番目、特定鉄道事業者Cは上位9番目と10番目の株主が未記入となっている。

これは不自然であり、「原処分で、開示された文書にて未記入となっている当該情報を記載した文書」が平成15年度の鉄軌道事業営業報告書に存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書1）を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定を行い、併せて別紙の3に掲げる文書（本件対象文書2）について不存在を理由とする不開示決定を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、開示した文書以外にも該当する文書を保有している可能性があるとして本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 株主の個人名について

上位6番目以下の株主の個人名については、公にしていなかったため不開示としているが、上位10番目までの株主の個人名については全て開示すべきである。

(2) 貸付金明細表の個人名について

平成15年度鉄軌道事業営業報告書のうち、特定鉄道事業者Aと特定鉄道事業者Bの貸付金明細表の貸付先名欄に記載された情報は、貸付先が役員や株主等の場合は、個人名であっても貸付先名は開示されるべきである。

(3) 特定鉄道事業者Qの報告書の不開示決定について

処分庁は、特定鉄道事業者Qの平成15年度鉄軌道事業営業報告書について、不存在を理由に不開示としているが、特定鉄道事業者Qの運営していた路線は当時まだ廃止されておらず、保有している可能性がある。

(4) 特定鉄道事業者Aの事業報告書について

特定鉄道事業者Aの平成26年度鉄軌道事業事業報告書には、社長乙が特定鉄道事業者Aの8.50%にあたる20,400株を保有していることが記されている。これをもとに計算すると、発行株式数の総数は約24万株となる。

しかし、平成26年特定鉄道事業者Aの注記表の「Ⅲ. 株主資本変動計算書に関する注記」には、「1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数156,371株」との記載がある。

双方の記載が示す「発行済株式の数」が大きく異なるのは不自然であり、この矛盾を解消する文書が平成25年特定鉄道事業者Aの鉄軌道事業事業報告書に存在し、かつ、開示されていない可能性がある。

(5) 役員等の報酬や取引に係る文書について

平成15年度鉄軌道事業営業報告書には、「役員報酬明細表」及び「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が含まれていたが、平成26年度鉄軌道事業事業報告書には含まれていなかった。平成26年度鉄軌道事業事業報告書にも当該明細表が存在し、かつ、開示・不開示決定等がされず未処分となっている可能性がある。

3 事業報告書及び鉄道事業実績報告書について

鉄道事業等報告規則（昭和62年運輸省令第9号。以下「報告規則」という。）2条1項により、鉄道事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に事業報告書をそれぞれ一通提出し、また、毎年5月31日までに、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る鉄道事業実績報告書をそれぞれ一通提出しなければならないとされている。

なお、平成18年における報告規則の一部改正により、営業報告書から事業報告書に名称を変更している。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 株主の個人名について

諮問庁として、各鉄道事業者の事業報告書の株主欄を確認したところ、おおむね10名分の株主を記載する欄が存在することが確認できた。このうち処分庁は、上位5名までの株主については、国土交通省鉄道局監修のもと毎年発行されている「鉄道要覧」において公表していることから開示したが、6番目以降の個人の株主の氏名については、個人の情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、法第5条第1号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

諮問庁としても上記処分庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められないため、上位6番目以降の株主の個人名を不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(2) 貸付金明細表の個人名について

諮問庁として、特定鉄道事業者Aと特定鉄道事業者Bの貸付金明細表を確認したところ、不開示とした情報は、個人の氏名であることが確認できた。これらの情報は、個人の情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。よって、貸付明細表の個人名を法5条1号に該当するとして不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 特定鉄道事業者Qの報告書の不開示決定について

諮問庁として、処分庁に対し、原処分にいたった経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

特定鉄道事業者Qが運営していた路線については、平成15年9月に事業免許が廃止されたものの、平成15年度は廃止された9月までの間は存続していたため、平成15年度の営業報告書については、報告規則に基づき、提出されるべきものと考えられる。しかしながら、「平成15年度鉄軌道事業営業報告書」ファイルには、当該報告書は保存されておらず、ファイル内の目録にも記載がなかった。また、受付簿も確認したところ、受付簿にも受付した事実はなく、さらに事務室内の書架、机及び倉庫を探索したが発見されなかった。

以上のことから、当時、何らかの理由により、特定鉄道事業者Qから報告規則に基づく報告がされなかったものと考えられる。

諮問庁としても、上記処分庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、当該報告書を不存在として不開示とした原処分は、妥当であると考ええる。

(4) 特定鉄道事業者Aの事業報告書について

原処分にいたった経緯について、処分庁は以下のとおり説明する。

特定鉄道事業者Aの事業報告書については、上記3により、特定鉄道事業者Aの代表取締役より、処分庁に対して提出されたものであり、平

成27年7月9日付けで関東運輸局の受付簿に登録され、同日付けで受付印を押印したうえで、他の鉄道事業者の事業報告書とともに、同一のファイルに保存していたものであり、本件開示請求を受け、当該ファイルを特定し、法第5条1号及び同2号イに該当する部分を不開示とする原処分を行ったものである。

諮問庁としても、上記処分庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、審査請求人が請求する文書を特定し、法5条1号及び同2号イに該当する部分を不開示とし、余の部分をありのままの状態を開示した原処分については、妥当であると考ええる。

(5) 役員等の報酬や取引に係る文書について

原処分にいたった経緯について、処分庁は以下のとおり説明する。

事業報告書の内容は、事業概況報告書及び鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「会計規則」という。）に規定されており、平成18年における会計規則の一部改正において、「役員報酬明細表」及び「取締役、会計参与、監査役又は支配株主との取引明細表」は報告内容から除外することとなった。したがって、平成26年度の事業報告書に当該明細表は含まれておらず、鉄道事業者から提出された事業報告書をありのままの状態を特定し、原処分を行ったものである。

諮問庁としても、上記処分庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、鉄道事業者から提出された事業報告書をありのままの状態を特定し、法5条1号及び同2号イに該当する部分を不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、別紙の2に掲げる文書を特定し、法5条1号及び同2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定を行い、併せて別紙の3に掲げる文書について不存在を理由とする不開示決定を行った原処分は妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成28年8月30日 | 諮問の受理                              |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同年9月26日    | 審議                                 |
| ④ 平成30年1月15日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年2月27日    | 審議                                 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（本件対象文書1）を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（処分1ないし処分4）を行い、併せて別紙の3に掲げる文書5及び文書6（本件対象文書2）につき、これを保有していないとして不開示とする決定（処分5及び処分6）を行った。

審査請求人は、本件対象文書1の外にも本件請求文書に該当する文書があるはずであり、本件対象文書2についても保有しているはずである、また、本件対象文書1の不開示部分の一部は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解される。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書1の特定の妥当性、本件対象文書2の保有の有無、本件対象文書1の不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書1の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、文書2を全部開示した処分2を含め、処分1ないし処分6の全てを審査請求の対象としているので、文書1ないし文書4の全てについて特定の妥当性を争うものと解さざるを得ない。しかしながら、審査請求の理由について具体的な主張をしているのは、以下の点のみである。

- ① 文書3のうち特定鉄道事業者A及び特定鉄道事業者Cの鉄軌道事業営業報告書（以下「営業報告書」という。）並びに文書4のうち特定鉄道事業者Aの鉄軌道事業事業報告書（以下「事業報告書」という。）の「主な株主」欄には未記入の部分があるので、「未記入の株主名を別途記入した文書」が外にあるはずである。
- ② 文書4のうち特定鉄道事業者Aの事業報告書には「発行済株式の数」の記載に矛盾があるので、この「矛盾を解消する文書」が外にあるはずである。
- ③ 文書4のうち特定鉄道事業者Aの事業報告書を見ると、クラウドファンディング支援金が損益計算書に計上されていないので、「計上しなかった理由等を記載した文書」が外にあるはずである。
- ④ 文書4のうち特定鉄道事業者Aの事業報告書を見ると、特定市からの支援金が損益計算書に計上されていないので、「計上しなかった理由等を記載した文書」が外にあるはずである。
- ⑤ 文書3の平成15年度営業報告書には、「役員報酬明細表」及び

「取締役，監査役又は支配株主との取引明細表」が含まれているが，文書４の平成２６年度事業報告書にはこれらが含まれていない。文書４についても，文書３と同様の明細表が存在するはずである。

- (２) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，本件対象文書１を特定した経緯及び審査請求人が主張する上記(１)①ないし⑤の文書の保有の有無等について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 報告規則に基づき各鉄道事業者から処分庁に提出された営業報告書，事業報告書及び鉄軌道事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）は，関東運輸局において年度ごとに取りまとめ，同一の行政文書ファイルにつづって保存している。請求文書１は，行政文書ファイル「平成２１年度（平成２０年度実績）鉄軌道事業実績報告書」，請求文書２は，行政文書ファイル「平成２７年度（平成２６年度実績）鉄軌道事業実績報告書」，請求文書３は，行政文書ファイル「平成１５年度鉄軌道事業営業報告書」，請求文書４は，行政文書ファイル「平成２６年度鉄軌道事業事業報告書」につづられた文書の開示を求めるものであったので，各行政文書ファイルにつづられた実績報告書，営業報告書及び事業報告書の中から審査請求人が求める鉄道事業者の分を特定した。別紙の３に掲げる文書５及び文書６は存在しなかったが，それ以外の鉄道事業者の分は，各行政文書ファイルにつづられた文書の中から該当する文書を全て文書１ないし文書４（本件対象文書１）として特定しており，特定漏れはない。

- イ 上記(１)①の文書について

営業報告書及び事業報告書の「主な株主」欄には上位１０名の株主名を記入することとされているところ，審査請求人は，文書３のうち特定鉄道事業者Ａの営業報告書は上位１０番目，特定鉄道事業者Ｃの営業報告書は上位９番目及び１０番目，文書４のうち特定鉄道事業者Ａの事業報告書は上位９番目及び１０番目の各株主名が記入されていないことから，「未記入の株主名を別途記入した文書」が外にあるはずである旨主張している。

そこで，本件審査請求を受け，処分庁を通じて各鉄道事業者に確認させたところ，上記各株主名が記入されていないのは，いずれも記載漏れであることが判明した。

しかしながら，本件開示請求当時，処分庁は，各鉄道事業者に対し，上記各株主名が未記入であることについて訂正等は求めておらず，各鉄道事業者から訂正等の申出もなかったため，審査請求人が上記(１)①で主張する「未記入の株主名を別途記入した文書」を

作成又は取得しておらず、保有していない。

ウ 上記（１）②の文書について

審査請求人は、文書４のうち特定鉄道事業者Ａの事業報告書の「主な株主」欄に記載された筆頭株主の「株式数」及び「発行済株式総数に対する割合」を基に算出される株式総数と、「注記表」の「１．当該事業年度の末日における発行済株式の数」が異なっていることから、この「矛盾を解消する文書」が外にあるはずである旨主張している。

そこで、本件審査請求を受け、処分庁を通じて特定鉄道事業者Ａに対し、上記株式総数の差異について確認させたところ、上記「注記表」の記載が誤りであることが判明した。

しかしながら、本件開示請求当時、処分庁は、特定鉄道事業者Ａに対し、上記「注記表」の誤記載について訂正等は求めておらず、特定鉄道事業者Ａから訂正等の申出もなかったため、審査請求人が上記（１）②で主張する「矛盾を解消する文書」を作成又は取得しておらず、保有していない。

エ 上記（１）③の文書について

審査請求人は、文書４のうち特定鉄道事業者Ａの事業報告書の「損益計算書の寄付金の科目（第２号表－２の「Ⅰ 特別利益」の「７．寄付金」）の金額欄」に、クラウドファンディング支援金が計上されていないので、「計上しなかった理由等を記載した文書」が外にあるはずである旨主張している。

そこで、本件審査請求を受け、処分庁を通じて特定鉄道事業者Ａに確認させたところ、損益計算書の「営業外収益の雑収入」に計上しているとのことである。

したがって、審査請求人の主張は誤解に基づくものであって、上記（１）③の文書については保有していない。

オ 上記（１）④の文書について

審査請求人は、文書３のうち特定鉄道事業者Ａの事業報告書の「損益計算書の補助金及び寄付金の科目（第２号表－２の「Ⅰ 特別利益」の「３．補助金」及び「７．寄付金」）の金額欄」に、特定市からの支援金が計上されていないので、「計上しなかった理由等を記載した文書」が外にあるはずである旨主張している。

そこで、本件審査請求を受け、処分庁を通じて特定鉄道事業者Ａに確認させたところ、損益計算書の「特別利益の補助金」に計上しているとのことである。

したがって、審査請求人の主張は誤解に基づくものであって、上記（１）④の文書については保有していない。

カ 上記（１）⑤の文書について

審査請求人は、文書３の平成１５年度営業報告書には、「役員報酬明細表」及び「取締役、監査役又は支配株主との取引明細表」が含まれているが、文書４の平成２６年度事業報告書にはこれらが含まれていないことから、文書４についても、文書３と同様の明細表が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、事業報告書等の内容は、事業概況報告書及び会計規則５条に規定される様式による財務計算に関する諸表とされているところ、平成１８年に会計規則の一部が改正され、「役員報酬明細表」及び「取締役、会計参与、監査役又は支配株主との取引明細表」は報告内容から除外された。

したがって、文書４に上記各明細表が含まれていないことに何ら不自然な点はなく、審査請求人が上記（１）⑤で主張する文書については保有していない。

キ 以上のとおり、審査請求人が主張する上記①ないし⑤の文書をいずれも保有しておらず、各行政文書ファイルにつづられた文書の中から本件請求文書に該当する文書を全て特定したので、本件対象文書１の特定は妥当であるとする。

（３）以下、検討する。

審査請求人が主張する上記（１）①ないし⑤の文書をいずれも保有しておらず、各行政文書ファイルにつづられた実績報告書、営業報告書及び事業報告書の中から本件請求文書に該当する文書を全て本件対象文書１として特定した旨の上記（２）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はない。

他方、審査請求人は、本件対象文書１の全てについて特定の妥当性を争うものの、上記（１）①ないし⑤の文書以外には具体的な主張をしておらず、上記（１）①ないし⑤の文書の存在が認められない以上、その外に本件請求文書の対象として特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

したがって、関東運輸局において、本件対象文書１の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

３ 本件対象文書２の保有の有無について

（１）当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書２の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書５について

処分庁は、行政文書ファイル「平成２１年度（平成２０年度実績）鉄軌道事業実績報告書」の中に特定鉄道事業者N及び特定鉄道事業者Oの各実績報告書がつづられていなかったため、不存在を理由と

する不開示決定を行った。

本件審査請求を受けて改めて確認したところ、特定鉄道事業者Nは、平成20年4月1日に鉄道事業許可が失効し、特定鉄道事業者Oについては、平成19年4月1日に営業廃止となっていた。

したがって、両鉄道事業者には平成20年度の営業実績がないから、上記行政文書ファイルに両鉄道事業者の実績報告書がつづられていなかったことに不自然な点はなく、文書5は保有していない。

#### イ 文書6について

処分庁は、行政文書ファイル「平成15年度鉄軌道事業営業報告書」の中に特定鉄道事業者Qの営業報告書がつづられていなかったため、不存在を理由とする不開示決定を行った。

本件審査請求を受けて改めて確認したところ、特定鉄道事業者Qが運営していた路線は、平成15年9月18日に営業が廃止されたものの、それまでは存続していたので、特定鉄道事業者Qの平成15年度営業報告書については、報告規則に基づき、提出されるべきものと考えられる。

しかしながら、上記行政文書ファイルには特定鉄道事業者Qの営業報告書はつづられておらず、同ファイル内の目録にも記載がなかった。また、受付簿も確認したが、同営業報告書を受け付けた記載はなく、さらに、念のため事務室内の書架、机及び倉庫を探索したが、同営業報告書は発見されなかった。

以上の状況からすると、文書6については、特定鉄道事業者Qから提出を受けた後紛失したのではなく、当時、何らかの理由により、提出されなかったものと考えられるが、いずれにしろ文書6を保有していない。

- (2) 文書5及び文書6を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、関東運輸局において、文書5及び文書6（本件対象文書2）を保有しているとは認められない。

#### 4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

##### (1) 本件不開示部分について

本件対象文書1の不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分（本件不開示部分）は、①文書3のうち特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄道事業者D、特定鉄道事業者H、特定鉄道事業者I及び特定鉄道事業者Pの各営業報告書並びに文書4のうち特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B及び特定鉄道事業者Hの各事業報告書の「主な株主」欄に記載された上位6番目以下の株主の個人名（以下「本件不開示部分①」という。）、②文書3のうち特定鉄道事業者A、特定鉄道事業

者Bの各営業報告書の「貸付金明細表」の貸付先名欄に記載された個人名（以下「本件不開示部分②」という。）である。

(2) 本件不開示部分①について

ア 諮問庁は、営業報告書及び事業報告書の「主な株主」欄のうち上位5番目までの株主名は「鉄道要覧」において公表していることから開示したが、本件不開示部分①は、6番目以下の株主の個人名であり、法5条1号の不開示情報に該当することから不開示とした旨説明する。

イ 不開示部分①は、営業報告書及び事業報告書の「主な株主」欄に記載された6番目以下の株主の個人名であるから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、6番目以下の株主名は公表慣行がない旨の上記アの諮問庁の説明は首肯することができ、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、本件不開示部分①は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分①は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示部分②について

本件不開示部分②は、営業報告書の「貸付金明細表」の貸付先名欄に記載された個人名であるから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

審査請求人は、これらの貸付けが不適切又は不自然であるなどとして貸付先の個人名は開示すべきである旨主張するが、本件不開示部分②について、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、本件不開示部分②は個人識別部分であることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分②は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とし、本件対象文書2を保有していないとして不開示とした各決定については、関東運輸局において、本件対象文書1の外に開示請求の対象として特定すべ

き文書及び本件対象文書2を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を特定したこと及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であり、本件対象文書1の不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分は同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### 請求文書1（処分1及び処分5関係）

行政文書ファイル「平成21年度（平成20年度実績）鉄軌道事業実績報告書」のうち、下記①ないし②の文書

- ① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）
- ② 特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄道事業者C、特定鉄道事業者D、特定鉄道事業者E、特定鉄道事業者F、特定鉄道事業者G、特定鉄道事業者H、特定鉄道事業者I、特定鉄道事業者J、特定鉄道事業者K、特定鉄道事業者L、特定鉄道事業者M、特定鉄道事業者N、特定鉄道事業者Oの報告書

#### 請求文書2（処分2関係）

行政文書ファイル「平成27年度（平成26年度実績）鉄軌道事業実績報告書」のうち、下記①ないし②の文書

- ① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）
- ② 特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄道事業者C、特定鉄道事業者D、特定鉄道事業者E、特定鉄道事業者F、特定鉄道事業者G、特定鉄道事業者H、特定鉄道事業者I、特定鉄道事業者J、特定鉄道事業者K、特定鉄道事業者Lの報告書

#### 請求文書3（処分3及び処分6関係）

平成16年4月以降に提出された鉄軌道事業営業報告書を収めた行政文書ファイル「平成15年度鉄軌道事業営業報告書」のうち、下記①ないし②の文書

- ① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）
- ② 特定鉄道事業者A、特定鉄道事業者B、特定鉄道事業者C、特定鉄道事業者D、特定鉄道事業者E、特定鉄道事業者F、特定鉄道事業者G、

特定鉄道事業者H，特定鉄道事業者I，特定鉄道事業者J，特定鉄道事業者K，特定鉄道事業者L，特定鉄道事業者O，特定鉄道事業者M，特定鉄道事業者P，特定鉄道事業者N，特定鉄道事業者Qの報告書

#### 請求文書4（処分4関係）

平成27年4月以降に提出された鉄軌道事業事業報告書を収めた行政文書ファイル「平成26年度鉄軌道事業事業報告書」のうち，下記①ないし②の文書

- ① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち，局が記載した部分の一切。即ち，局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等），及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）
- ② 特定鉄道事業者A，特定鉄道事業者B，特定鉄道事業者C，特定鉄道事業者D，特定鉄道事業者F，特定鉄道事業者G，特定鉄道事業者H，特定鉄道事業者Kの報告書

## 2 本件対象文書1

文書1 行政文書ファイル「平成21年度（平成20年度実績）鉄軌道事業実績報告書」中の以下の文書並びに同ファイルの目録及び背表紙  
特定鉄道事業者A，特定鉄道事業者B，特定鉄道事業者C，特定鉄道事業者D，特定鉄道事業者E，特定鉄道事業者F，特定鉄道事業者G，特定鉄道事業者H，特定鉄道事業者I，特定鉄道事業者J，特定鉄道事業者K，特定鉄道事業者L，特定鉄道事業者Mの各鉄軌道事業実績報告書

文書2 行政文書ファイル「平成27年度（平成26年度実績）鉄軌道事業実績報告書」中の以下の文書並びに同ファイルの目録及び背表紙  
特定鉄道事業者A，特定鉄道事業者B，特定鉄道事業者C，特定鉄道事業者D，特定鉄道事業者E，特定鉄道事業者F，特定鉄道事業者G，特定鉄道事業者H，特定鉄道事業者I，特定鉄道事業者J，特定鉄道事業者K，特定鉄道事業者Lの各鉄軌道事業実績報告書

文書3 行政文書ファイル「平成15年度鉄軌道事業営業報告書」中の以下の文書並びに同ファイルの目録及び背表紙  
特定鉄道事業者A，特定鉄道事業者B，特定鉄道事業者C，特定鉄道事業者D，特定鉄道事業者E，特定鉄道事業者F，特定鉄道事業者G，特定鉄道事業者H，特定鉄道事業者I，特定鉄道事業者J，

特定鉄道事業者K，特定鉄道事業者L，特定鉄道事業者O，特定鉄道事業者M，特定鉄道事業者P，特定鉄道事業者Nの各鉄軌道事業営業報告書

文書4 行政文書ファイル「平成26年度鉄軌道事業事業報告書」中の以下の文書並びに同ファイルの目録及び背表紙

特定鉄道事業者A，特定鉄道事業者B，特定鉄道事業者C，特定鉄道事業者D，特定鉄道事業者F，特定鉄道事業者G，特定鉄道事業者H，特定鉄道事業者Kの各鉄軌道事業事業報告書

### 3 本件対象文書2

文書5 行政文書ファイル「平成21年度（平成20年度実績）鉄軌道事業実績報告書」中の以下の文書

特定鉄道事業者N，特定鉄道事業者Oの各鉄軌道事業実績報告書

文書6 行政文書ファイル「平成15年度鉄軌道事業営業報告書」中の特定鉄道事業者Qの鉄軌道事業営業報告書